

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	本 間 豊
同	高 品 彰
同	松 本 研
同	仁 田 昌 寿

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和元年12月24日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。また、同条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、住民監査請求の期間制限について規定しています。

本件請求において、請求人は、令和元年9月26日に受け付けた請求（以下「前回請求」といいます。）と同一の文章で同じ請求を繰り返すのみで、新たな主張や事実の摘示をしていません。

前回請求については、令和元年10月17日監監第438号において、請求期限を経過しているため法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しており、請求人の主張が差押の解除の違法又は不当であることに変わりがないため、本件請求においても結論を異にするものではありません。

なお、請求人は、請求書に「現在も固定資産税の徴収を怠る行為は継続している。よって本請求が請求期限を経過しているとは言えない。」と追記していますが、請求期限が経過したことについての正当な理由や請求期限を異にする新たな事実といった具体的な指摘はないため、監査委員の判断を左右するものではありません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。